

第64回新潟県消防大会ポンプ操法競技会 「小型ポンプ操法の部」で栃尾方面隊 **優勝!!**



7月28日(日曜日)上越市のみなと風車公園で、第64回新潟県消防大会ポンプ操法競技会が行われ、『小型ポンプ操法の部』で栃尾方面隊第3分団が優勝し、長岡市消防団としては、4年ぶりの栄冠を手にしました。『ポンプ車操法の部』では長岡川西方面隊第16分団が準優勝(3年連続)と、両分団とも正確かつ迅速な操法を披露し、日頃の訓練成果を十分に発揮しました。

なお、来年は「小型ポンプ操法の部」で全国大会が開催されます。長岡市消防団が全国大会に出場できることを期待しています。

《栃尾方面隊 第3分団 選手紹介》

番員	氏名
指揮者	大港 大樹
1番員	高野 洋介
2番員	佐藤 克史
3番員	高野 智明
補助員	中村 正樹



▲ 栃尾方面隊 第3分団

「ポンプ車操法の部」 **準優勝！！**
 長岡川西方面隊 第16分団



▲ 長岡川西方面隊 第16分団

《長岡川西方面隊 第16分団 選手紹介》

番員	氏名
指揮者	内山 健生
1番員	笠原 誉規
2番員	長谷川 義和
3番員	長谷川 直人
4番員	中山 清隆
補助員	鈴木 丈志

《 消防大会結果 (上位3チーム) 》

〈ポンプ車操法の部〉参加 9チーム

順位	出場隊名	総合得点
1位	上越市消防団 上越方面隊	173.00
2位	長岡川西方面隊 第16分団	172.75
3位	村上市消防団 山北方面隊	169.50

〈小型ポンプ操法の部〉参加 18チーム

順位	出場隊名	総合得点
1位	栃尾方面隊 第3分団	90.00
2位	聖籠町消防団	86.25
3位	新潟市消防団 西方面隊	85.25

～風水雪害等による共済金等について～

消防団員の住家が下記の被害を受けた場合に、共済金や見舞金が被害の程度によって給付されます。

《該当する事業》

- ① 全日本消防人共済会 (火災共済事業の風水雪害等共済金)
- ② 新潟県消防協会互助事業 (災害見舞金)
- ③ 長岡市消防団互助会 (災害見舞金)

住家の損壊

損害の程度	該当する事業 及び 支給金額 (円)		
	①	②	③
全損 (70%)	150,000	50,000	50,000
半損 (30%以上70%未満)	75,000	20,000	30,000
小損 (20%以上30%未満)	30,000		
一部損 (20%未満)	15,000		

※借家、非住家等
20,000
以内

住家の床上浸水

床上浸水の程度	該当する事業 及び支給金額 (円)
	①
全損 (2m以上)	150,000
半損 (1m以上2m未満)	75,000
小損 (50cm以上1m未満)	30,000
一部損 (50cm未満)	15,000

～～申請に必要な書類等～～

- 1 被害写真 (建物全体、被害箇所など。床上浸水の場合はメジャーをあて、浸水部分の高さがわかるもの。)
- 2 罹災証明書
- 3 損害額の見積書

※1 損害額が20万円を超える場合に支給されます。

※2 上記被害に該当する場合は、所属分団長等を通じて、速やかに各消防署 (所)・川口支所の消防団事務担当者に報告してください。なお、請求期間については、事由発生から①は3年、②及び③は1年間です。

～自動車等損害見舞金 (消防団員等公務災害補償等共済基金)～

災害活動時において、消防団員が所有する自動車等を使用し、その自動車等が損害を受けた場合には、自動車等損害見舞金の支給対象となります。対象となるのは、次のとおりです。

- ① 災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自家用車を使用し、又は使用させて出勤した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害
- ② 平常時において、やむを得ず自家用車を消防団活動に直接使用し、又は使用させた場合において、その活動中に生じた損害 (消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く。)

【事例】

水害活動中、自己の所有する軽トラックで土のうを搬送し、農道に駐車していたところ、河川から溢水した水により、車両が水没し走行不能となったもの (エンジン、電気系統等に損害)

～～申請に必要な書類等～～

- 1 修理費の額を証明する領収書
- 2 修理等の内容がわかる請求書又は見積書
- 3 破損箇所が確認できる写真

※1 修理費の額が3万円以上の場合のみ支給されます。

※2 該当する場合は、所属分団長等を通じて、速やかに各消防署 (所)・川口支所の消防団事務担当者に報告してください。

担当：総務課消防団係
電話 0258-35-2192

